

議第34号

京都市動物園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市動物園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項第3号中「に規定する児童福祉施設」を「第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第6条の2第2項若しくは第4項に規定する厚生労働省令で定める施設」に、「当該児童福祉施設」を「これらの施設」に改める。

第7条中「動物園の食堂又は」及び「(以下「食堂等」という。)」を削る。

第8条第1項中「食堂等」を「構内地」に改める。

第10条第2項本文中「別表第2」を「1月につき第1号」に、「前月中に入園料を納入した者1,000人につき520円を超えない範囲内において別に定める」を「第2号に掲げる」に改め、同項ただし書中「、構内地の使用について」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 使用の許可を受けた面積1平方メートルにつき350円
- (2) 前月中に入園料を納入した者1,000人につき520円を超えない範囲内において別に定める額

第12条第1項及び第14条中「食堂等」を「構内地」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「食堂等」を「構内地」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

京都市動物園の食堂を廃止する等の必要があるので提案する。